

淡路市クラウドファンディング実施要綱

平成30年3月31日
告示第61号

改正 令和4年1月31日告示第7号の2

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の課題解決及び活性化並びに市民との協働による魅力あるまちづくりの推進に資するとともに、淡路市夢と未来へのふるさと寄附金（以下「寄附金」という。）の用途をより明確化し、寄附者の思いを実現することを目的に、市がふるさと納税を活用して実施するクラウドファンディングに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング ふるさと納税を活用し、インターネットを通じて広く不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) ふるさと納税 淡路市夢と未来へのふるさと寄附金条例（平成20年淡路市条例第28号）第1条に規定する寄附を行うことをいう。
- (3) 支援事業 クラウドファンディングを活用した地域の課題解決及び活性化のため、市又は団体若しくは民間事業者が行う事業をいう。
- (4) 寄附者 支援事業に共感し、資金提供を行う者をいう。
- (5) 地元特産品等 寄附金額に応じて寄附者へ贈呈する物品、サービス等をいう。

(支援事業の実施主体)

第3条 支援事業の実施主体となる者（以下「団体等」という。）は、市又は団体若しくは民間事業者で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に事務所又は住所を有すること。
- (2) 認定を受けようとする事業の計画、実施及び実績報告が履行できる十分な資力、知識、技術能力等を有すること。
- (3) 団体等（任意の団体等の場合は、代表者）に市税の滞納がないこと。
- (4) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者と関係を有しないこと。
- (5) 政治的若しくは宗教的活動又は特定の人物に対する支持を目的としないこと。

(対象事業)

第4条 支援事業の対象となる事業は、次のいずれかに該当し、クラウドファンディングによる寄附金の目標額が500万円以上の事業とする。

- (1) 関係人口の増加、移住若しくは定住の促進又は人口流出の抑制を目的として実施する事業
- (2) 自然環境の保全又は景観の維持若しくは再生に関する事業
- (3) 歴史又は文化を生かしたふるさとづくりに関する事業
- (4) 地域資源を活用した産業の振興に関する事業
- (5) 社会福祉の向上（子育て、医療、介護、健康づくり等）又は教育の振興に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、支援事業の対象としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業
- (2) 団体等の構成員のみを対象とする事業

(3) 国その他の団体から補助金の交付を受けている又は受ける予定がある事業。ただし、支援事業の事業費を当該補助金の対象外経費としているときは、この限りでない。

(対象経費)

第5条 クラウドファンディングの対象となる経費は、支援事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 支援事業の目的を達成するために必要な経費（会議費、報償費（謝金、交通費、宿泊費等を含む。）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、食糧費（懇親会費を除く。）、役務費、委託料（会場設営費、撤去費、会場警備費等）、使用料、助成費）その他市長が必要と認める経費（団体等の基本運営経費を除く。）

(2) 施設等の新設、改修、保全等の施設整備費並びにそれらに附帯する設計費及び監理費

(3) 備品購入費

(クラウドファンディングの実施期間)

第6条 クラウドファンディングの実施期間は、第9条の規定による認定の通知があった日から3年以内とする。

(認定申請)

第7条 この要綱により支援事業を実施しようとする者（以下「認定申請者」という。）は、事前に支援事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 団体等の概要説明書（様式第4号）

(4) 団体等の規約、会計規程等の書類（法人にあっては、定款の写し及び事業内容が分かるパンフレット等）

(5) 納税証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定会議)

第8条 市長は、前条の規定による認定の申請があった場合において、その必要性、公益性等を審査するため、淡路市支援事業認定会議（以下「認定会議」という。）を設置する。

2 認定会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(支援事業の認定)

第9条 市長は、認定会議から報告を受けたときは、支援事業の認定の可否を決定し、その結果を支援事業認定（不認定）決定通知書（様式第5号）により、速やかに当該認定申請者に通知するものとする。

(認定の条件)

第10条 市長は、前条の規定により支援事業の認定の決定をしたときは、当該認定者（以下「認定事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 寄附金が目標金額に達しない場合であっても当該支援事業を実施すること。

(2) 支援事業の進捗状況及び完了について寄附者へ報告すること。

(3) 支援事業の申請内容を変更しようとする場合又は支援事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 支援事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、当該支援事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、支援事業の認定に関し市長が必要と認める事項

(支援事業の変更等)

第11条 認定事業者は、支援事業の申請内容を変更しようとする場合又は支援事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、支援事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、支援事業の変更又は中止若しくは廃止の可否を決定し、その結果を支援事業(変更・中止・廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第7号)により、速やかに当該認定事業者に通知するものとする。

(クラウドファンディングによる寄附金の募集等)

第12条 認定事業者は、第9条の認定の決定を受けた支援事業(以下「認定支援事業」という。前条第2項の規定により変更を承認した場合を含む。)に関し周知しようとする内容を記載した資料を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された資料の内容が適当であると認めるときは、ふるさと納税ポータルサイトに当該認定支援事業を掲載し、クラウドファンディングによる寄附金の募集を開始するものとする。

3 市長は、クラウドファンディングによる寄附金の募集期間内に寄附金の目標額を達成したときは、直ちに寄附金の募集を終了するものとする。

(寄附の申込み)

第13条 寄附者は、インターネットの専用申込フォームにより認定支援事業に対する寄附の申込みを行うものとする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、当該寄附者からクレジットカード等によるキャッシュレス決済、納付書その他の方法により寄附金の納付を受けるものとする。

(寄附金の額)

第14条 寄附金の額は、1件当たり2,000円以上であって、かつ、認定事業者が定める額とする。

(地元特産品等の贈呈)

第15条 市長は、寄附者に対し寄附金の額に応じた地元特産品等を贈呈することができる。ただし、寄附者が地元特産品等の受贈を希望しない場合は、この限りでない。

(氏名の公表)

第16条 市長は、寄附者の了解を得て、寄附者の氏名を公表することができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に基づいて納付を受けた寄附金については、淡路市ふるさと納税推進事業実施要綱(平成26年淡路市告示第10号)の規定を適用しない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月31日告示第7号の2)

この告示は、令和4年2月1日から施行し、同日以後にされた支援事業の認定申請から適用する。